

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和3年7月6日（火）午後1時 議場

出席委員（9名）

（委員長）尾 沢 三 夫 （副委員長）土 光 均
石 橋 佳 枝 稲 田 清 奥 岩 浩 基 国 頭 靖
戸 田 隆 次 中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長 佐小田防災安全監

〔防災安全課〕大野原課長 田中課長補佐兼危機管理室長 戸崎危機管理室係長

【福祉保健部】大橋部長

〔健康対策課〕中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

傍 聴 者

安達議員 岡村議員 門脇議員 又野議員 三嶋議員 森谷議員 矢倉議員

報道関係者 3人 一般 3人

審査事件及び結果

陳情第88号 UPZ圏外の希望する市民も安定ヨウ素剤の事前配布の対象とするこ
とを求める陳情 [不採択]

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○尾沢委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、6月29日の本会議で当委員会に付託されました陳情1件について審査いたします。

それでは、陳情第88号、UPZ圏外の希望する市民も安定ヨウ素剤の事前配布の対象とすることを求める陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出者の吉岡英子様にご出席いただいております。早速、吉岡様から御説明をいただきたいと思います。説明は、分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は座ったままでお願いいたします。

では、吉岡様、どうぞ。

○吉岡氏（参考人） 陳述する吉岡です。UPZ30キロ圏外の希望する市民にも安定ヨウ素剤の事前配布を願います。

3年前から、UPZ圏内で希望する市民には、原発事故が起きたときに備えて安定ヨウ

素剤の事前配布が実施され、UPZ圏内に住む私も受け取りました。しかし、UPZライン境界線の圏内と圏外では、圏外の方は事前に受け取ることはできません。子どものいる住民からの話では、距離的には圏内とほぼ変わらない位置にあり、事故が起きたら同じような状況になると不安を訴えておられます。UPZ圏外でも、希望する市民には安定ヨウ素剤の事前配布をぜひお願いします。以上です。

**○尾沢委員長** 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び又野議員に説明を求めます。

初めに、土光議員。

**○土光賛同議員** 私、賛同理由ということで、この陳情をぜひ採択をしてほしいと思いついて、賛同しました。この陳情の内容は、UPZ圏外の希望する市民にも事前配布、安定ヨウ素剤の事前配布の対象としてほしい。今、米子市では、UPZ圏内の希望する市民には事前配布がなされています。これ自身は全国的に言っても非常に進んだ取組です。ただ、先ほど陳述人からもありましたけど、UPZのラインで区切ってしまうと、例えば、この陳情の地図にもあります島根原発からの距離はあまり変わらないのに、もらえる人、もらえない人がいる、それから、30キロで放射性物質が止まる保証もないし、それから、子どもを抱えているということで、ある意味でUPZ圏外の市民のほうが必要性が高い場合もあります。そういった市民、希望する市民に対して、ぜひ配布対象にさせていただきたいというふうに思います。以上が賛同理由です。

**○尾沢委員長** 次に、又野議員、お願いいたします。

**○又野賛同議員** では、私も賛同理由を述べさせていただきます。

この文章にもありますけれども、30キロ圏外、それより遠い範囲に放射性物質及ぶ可能性は、福島原発事故のときでも分かるように、十分あり得るわけですので、30キロというふうにきちんと分け、便宜的にそういう30キロ圏内っていうのはあるわけですが、実際にそれ以上に広がることは十分想定できるわけですので、こういうような希望されるところに安定ヨウ素剤配る必要があるかと思っておりますので、私もそれで賛同したところです。以上です。

**○尾沢委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか、御意見がございませんか。

ないようですので、これより……。

（「委員長」と土光委員）

土光委員、どうぞ。

**○土光委員** 当局担当課に質問をしたいのですが、よろしいでしょうか。

**○尾沢委員長** どうぞ。

**○土光委員** 担当課に質問します。今、米子市、安定ヨウ素剤の事前配布、UPZ圏内の

希望する市民に限定していますが、逆に言うと、希望してもUPZ圏外に住んでいる市民は配布しない、そういう方針でやっています。改めて、こういうふうにする理由をお聞きします。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 安定ヨウ素剤の配布をUPZ内に限定している理由ということですが、安定ヨウ素剤の配布につきましては、その方針なんかにつきまして、原子力災害対策指針におきまして国の考えが示されているところです。

それによりますと、地方公共団体は、緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続を定め、適切な場所に備蓄するという一方で、まず備蓄することが原則である旨が定められているところです。

ただ一方で、こういったことも書いてあります。避難の際に、学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、PAZ内の住民に事前配布する手順を採用して、行うことができるということで、事前配布については行うことができるというような規定になっております。これを踏まえまして、UPZの住民のうち、緊急時に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難である方について、事前配布の対象としているものでございます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 基本的に国の考え方に沿った形で行っているという内容だと思います。どういう内容かは、今、文章引用されて説明いただきましたが、要は、備蓄はしているのが原則だけど、自治体の判断でこういった事故時に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定されるそういう地域、そういう人には事前配布をしてもいいよという、そういったことに沿ってやっているという説明だったと思います。

これ、例えばUPZ外の市民は、当然放射性物質、30キロで止まるわけないですから、事故時にそれなりの避難が必要、それから何らかの被曝対策は必要というのは十分考えられると思います。そのときに、安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される、そういった市民はUPZ外にはいないというふうな判断ですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** UPZ外に、緊急時の受け取りが困難である方につきまして、いないというふうに考えているわけではないですけれども、UPZ圏内に比べますと、UPZ外のほう、多少なりと時間的な余裕があるということも考えられますので、もしUPZ外について、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合につきましては、ふれあいの里のほうに備蓄をしておりますものを緊急配布いたしまして、それによって対応したいというふうに考えております。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** いないというふうには言わないけど、UPZ外、距離的には「内」よりも一般的には距離が離れているので、時間的余裕が一般的にはあるからという説明だったと思います。それは一般的にはそうだと思います。

ただ、今回の陳情の、地図とかで見てお分かりのように「外」であっても、今の米子市が設定しているUPZライン、境界の「外」であっても距離的には島根原発とほとんど変

わらない、そういう市民が実際にいます。その人が希望する場合、やはり受け取ることが困難な市民というふうに私は言えると思います。希望すれば、やはり配布してもいいのではありませんか。なぜこれ、しないんですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 若干繰り返しの御答弁にはなりますけれども、やはりどこかで線を引く必要があるというのがございまして、それでどこでその線を引くかというふうに考えた際に、やはり国の示している方針、これを参考にしながら、国としてはUPZ圏内についても、事前配布をすべきということは言っていないわけでもございまして、国の方針プラスアルファで、現状、UPZ内については事前配布、希望者についてですけれども、これをしているというところでもございます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** どこかで線を引く必要があるということで、今UPZのラインで線を引いているのだと思いますが、なぜ線を引く必要があるんですか。米子市民全員が対象だったら駄目なんですか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 線を引く必要についてということなんですけれども、これも国の方針のほうで、UPZといいますのが、原子力災害対策を事前に準備する区域ということで定められているところでもあります。そういったような国の線引きもある中で、やはり本市としても、どこまで手厚い事前配布ということでやるべきかというふうに考えたときに、こういった線引きをしたというところでもございます。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 例えば、もし、今米子市がやってる安定ヨウ素剤の事前配布、UPZで線を引かずに、米子市民対象、希望すれば配布しますよというふうにするとした場合、何か問題点、事務手続上、いろんな面で何か問題ありますか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** まず、国の方針から若干外れたような動きになるということ、それとやはりもう一点、安定ヨウ素剤には副作用があります。やはり、その副作用の内容としましてはアナフィラキシーショックだったりとか、甲状腺ホルモンの分泌異常とか、そういったものが上げられてはおるようですけれども、事前に配布を幅広くすることによって、例えば原子力災害が起こったわけでもないにもかかわらず、小さいお子さんがそれを誤飲して重篤な事態に陥ってしまうとか、そういったことがあってはならないといったような考えも一つとしては持っております。以上です。

**○尾沢委員長** 土光議員。

**○土光委員** 一応、当局の考え方は分かりました。これ以降、ちょっと意見になりますが、国のほう、例えばなぜ線引きをするか、なぜ米子市全域対象にしたら駄目かということで、国の方針に外れるという言い方をしましたけど、国の方針、正確に読むと、UPZ圏内は、各自治体の判断で必要と判断するなら事前配布することができるかと書いてます。圏外に関しては配布してもいいとか駄目だとか、そういうことは全く書いていません。だから、国はUPZ圏内は自治体が判断すればできるというのは、それなりの財政的支援も含めた言い方だと思っています。圏外に関しては、米子市が実情に合わせて、つまり自治体の実情

に合わせて必要だと判断すれば、それをやるのが国の方針に外れるということは、それはいいです。それが指針の正しい読み方です。

それから、もう一つだけ。副作用に関しては、これ、事前配布をするかしないのときにかなり議論になりました。圏内には配布するのと、圏外に配布するの、副作用のいろんな対処の懸念、これは基本的に変わりがないと思います。指針にも、基本的に副作用はほぼ、副作用は少ない、あまり気にしなくていい、むしろ飲むことのメリットが多い。ただし、特定の疾患、アレルギーを持っている人に関しては注意が必要、そういうことを書いてるだけで、圏内、圏外で副作用の懸念が変わるわけではないというふうに私は思います。これ、意見ですけど、もし私の意見に関して何かあれば答弁お願いします。

○尾沢委員長 意見は承りました。

○稲田委員 先ほどの。いいですか、委員長。

○尾沢委員長 稲田委員。

○稲田委員 今、土光委員とのやり取りを聞いてまして、その他ということで委員長が促されたので発言されたまでは当然理解しますけれども、今回は、米子市当局がこの議案を出したわけではなくて、陳情者が出されたものに対して今陳情審査をしているところですので、我々議員というか、委員が当局に現状の立ち位置を聞くような、数字の確認とかの質疑は許される範囲かとは思いますが、いわゆるただすほうの質問、立ち位置がおかしいのではないかと、あるいはこうすべきではないかというのを今やり取りする場面ではないと思いますので、今後こういったことが起きかねませんので、議事整理についてはよろしくお聞きしたい。終わりましたので、これは要望になりますけれども、お聞きしたいと思います。以上です。

○尾沢委員長 はい、了解しました。

土光委員の意見も、稲田委員の意見もお聞きいたしました。

石橋委員。

○石橋委員 当局のほうにちょっと質問です。安定ヨウ素剤が備蓄してある場所、今米子市では何か所、どこどこに備蓄してあるんでしたっけ。ちょっと確かめたいと思いますが。

○尾沢委員長 仲田健康対策課課長補佐。

○仲田健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐 まず、備蓄している場所ですが、小学校、公民館、中学校等に、エリア内ですけれども、そちらに置いてありますし、あとふれあいの里のほうにも置いてあります。場所としては全部合わせますと22か所ということになります。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 22か所で、全小・中学校、全部ありますか。UPZ内だけか、結局。

○尾沢委員長 仲田健康対策課課長補佐。

○仲田健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐 もちろんUPZ圏内のみでございます。

○尾沢委員長 国頭委員。

○国頭委員 今、ちょっとお聞きしたいんですけど、米子市のUPZ外のほうが市民が多いと思いますが、UPZ外の人に対する原発事故の避難の案内等っていうのは、策定っていうか、考えておられるんでしたっけ。その辺についてちょっとお聞きしますが。

○尾沢委員長 戸崎防災安全課係長。

○戸崎防災安全課危機管理室係長 U P Z外に比べますと、やはりU P Z内のほうが圧倒的に、そういった避難行動等が必要になる可能性としては高いというふうに考えておりますけれども、U P Z外の方への対策につきましては、必要となった場合に、U P Z内の計画を準用して対応するというふうに地域防災計画のほうに定めております。

○尾沢委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○尾沢委員長 ないようですので、これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様のご意見を求めます。

そういったしますと、戸田委員のほうからよろしいでしょうか。

戸田委員。

○戸田委員 私の主張は不採択、採択しないということを主張してまいりたいと思います。先ほど来から議論を伺ってございましたけれども、今のこのガイドライン等につきましては、ある程度知見を有した方々の、有識者が多角的に検討されて、今の指針を定められたものではなかろうかというふうに思料いたします。それを私は尊重すべきであろうというふうに考えております。

また、今の範囲を広げれば広げるほど、原子力規制委員会の指示伝達、県も情報フローチャートを設けておりますけれども、なかなかその辺のところできちっと伝わらない状況が、支障が出てくるのではないかと、指示伝達事項が完遂されない部分が危惧されるというふうに私は思います。そういうふうな観点から、主張は採択しないということをお願いしたいと思います。

○尾沢委員長 次に、矢田貝委員。

○矢田貝委員 私も、不採択をお願いいたします。まず、吉岡様の御説明ありがとうございます。私、この陳情の中にあります、U P Z圏外でも不安を抱えていらっしゃる、安定ヨウ素剤をつけてという御希望があるところについては理解をさせていただきますが、その必要性、判断を国がしているところとの方々の思っているのは、合致させることについては、なかなか難しいことだろうと思っております。

この陳情は、この不安に対する特効薬というか、一番のポイントが安定ヨウ素剤をつけていうふうにもしかして御理解になっているのであれば、私の中では逆に、安定ヨウ素剤以外の、内部被曝であるとか外部被曝に対する取組ということをしかりとしていく必要もあるというふうに思っております。

また、今回の質疑の中では確認をいたしませんでしたけれども、このU P Zの対象の住民の方々の中で何名の方が御希望があり、実際に受け取られているかというところを考えましたら、米子市が判断しているこの取組について、しっかりと周知をしていくというほうが先ではないかというふうに考えております。

そもそも国の指針がある中に、米子市に対しましてこの陳情を求めてきていらっしゃるということも違うというふうに考えておりました、私は不採択をお願いしたいと思います。

○尾沢委員長 そういたしますと、石橋委員。

○石橋委員 私は、採択すべきというところで、採択を主張します。本当にもし事故があったときに、どっちのほうにプルームが流れていって、放射能が降っていくのかという

ところは分からないところなので、よく東のほうに逃げるのは間違ってるんじゃないかということ質問したりもしましたけれど、そのときにはやはりそれによって判断して、対策を取るんだというふうにいつもお答えをいただいております。でも、本当にどういうふうに流れてどこまで行くかっていうのは分からないところで、30キロ圏内にきれいに収まるわけじゃないというのは皆さんよく御存じだと思います。飯舘村みたいに、五十何キロ離れたところでも大変濃い濃度、測定されてます。そういう意味でいうと、圏外の人でも本当に不安だと思う人があるというのはいくらでもなくはないでしょうか。

圏外、圏内っていう線を引いても、米子の場合は町内の区切りのところで分けるから、がたがたの線ですから、本当に圏外の人の方が案外圏内の人よりもちょっと近かったりするっていうのはあり得る、この地図を見ると、大いにあり得るというふうにも思いますし、また広い意味での圏外であっても、そこに影響が及ばないという保証は全くないので、本当に心配な方には配布すべきだというふうに思います。

副作用の問題があるから、その危険を避けるために広く広げないほうがいいんだという意見もありましたけれど、この事前配布が、きちんと説明がされるっていうことになっていきますので、かえって緊急時に慌てて服用するよりも安全性が高いのではないかというふうに思います。ただ単に一方的に配るんでなくて、必ずきちんと説明をして配ってるっていうのは、しっかりした取組だというふうに思っています。

それで、一時集結所で服用することになるわけですが、じゃあ、小・中学校の一時集結所に、9割の人が自家用車で避難をするっていうことになってますけど、そして立ち寄って服用していくっていうふうな話にもなってますけど、そうしたときに、本当に交通の問題、トラブルとかがどうなのかっていうことでは、本当に不安なところがあります。事故が、単にその原発だけの事故ではないということが大いに考えられます。福島のように、大きな地震があったり津波があったりしたときの条件の中で、本当に確実に服用できるかどうかという不安っていうのはずっとついていきます。

そういう意味で、やっぱり不安がある方には事前配布を、30キロ圏外でも米子市民には配布すべきだというふうに思います。今、事前配布で受け取られる方はまだ少ないですけど、本当に周知徹底していただきたいということと、原発事故っていうのが、そんな恐ろしいことが本当に起こってほしくないっていうその思い、そういうところから、やはり少ないのかなというふうにも思っています。

結論、もう一回言います。不安に感じてる人は圏外でもたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひそういう人には事前配布できるようにしていただきたいと思います。

**○尾沢委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 私も採択ということでお願いしたいと思います。当局が言われました、国の線引きっていうのもあると思いますけども、これ、自治体の覚悟というか、考え次第で私はできると思います。

UPZ外の人が、先ほど答弁でありましたけど、ふれあいの里に安定ヨウ素剤を取りに行くということも、私は何かあったときには本当に可能なのかなと。パニックだとか、そういった状況でうまくいくのかなとちょっと疑問に思います。先ほど言われたように、原発、当時は、10年前ですけど、鳥大の先生がシミュレーションされて、島根原発の放射能の流れが、風向きによっては米子市が、30キロ、40キロ圏内のところが、UPZ外

もホットスポットになり得るというシミュレーションされてましたけど、10年前思い出したらそういうこともあり得るんだということを、UPZ内もUPZ外も関係なしに米子市民を守るということを思えば、私は自治体の判断で、この、差で市民を区別してやるっていうのはちょっと、UPZ外の人と一緒に原子力防災の啓発をしていくっていうことに関して、こういったことも必要じゃないかなと思ってますので、採択ということでお願いしたいと思います。

**○尾沢委員長** 次に、土光議員。

**○土光委員** まず、採択を主張します。理由を、繰り返しの部分もちょっとありますが、改めて言いますと、まず基本的には、このUPZで区切る、「外」の市民に、配布対象にしないというのは、市民感情からいって納得できない市民が多くいます。何で同じ市民なのに、「外」にたまたまただけで希望してもらえないのか。それは、例えば原発の事故の危険性に関して、距離を見ても、例えば風向き条件によって、必ずしもUPZ圏外の人危険性が少ないとは言えないはず。だから、UPZ圏外の市民がいろんな状況、子どもがあるとか、いろんな状況があって希望する、その市民に対して配布しないというのは、繰り返しになりますけど、市民感情からいって私は納得できないやり方だと思います。

それから、もう一つ、これ、線引きしなくて、米子市民全体を対象にして安定ヨウ素剤の事前配布、これは実行可能なことです。事務手続上そんなに煩雑になるわけじゃなくて、実行可能なことです。それをなぜしないのかというのは、戻りますが、市民感情からして納得できない。国も「外」に配布したらいけないという、そういった考え方は全く示していませんので、あくまでも米子市の判断で、必要性があればすべき。私は必要性があるというふうに思います。

**○尾沢委員長** 次に、奥岩委員。

**○奥岩委員** まずは、本日、吉岡様、お忙しいところ御来場いただきまして、ありがとうございます。

結論から申しますと、不採択でお願いいたします。安定ヨウ素剤につきましては、委員の皆様御承知のとおり、こちら事前配布でないと対象にならないというわけでもございませんし、本市におきましても国の指針にのっとりまして、有事の際には使用できるように備蓄があり、必要な際には集結所等で対応されるものだと考えております。

また、今回、陳情で上がっておりますUPZ圏内、圏外で、本市が独自にしております安定ヨウ素剤の事前配布、こちらのほうの対象範囲を広げていただきたいというような趣旨のものでしたが、現時点で、先ほどやり取りもありましたが、国の指針にのっとりつつ、さらにプラスアルファで市のほうでも対応していただいているということですし、圏外の方につきましても有事の際には対応ができるように、現時点での一番よい計画を立てていただいていると考えておりますので、こちらに関しましては不採択でお願いいたします。

**○尾沢委員長** 次に、稲田委員。

**○稲田委員** 採択しない、不採択を主張いたします。30キロ圏の中と外というところで、陳情提出者の方から御意見いただく部分は理解するところもございしますが、ただこの30キロ圏、厳密に言うと30キロ圏に一部でも敷地のある自治会、自治会単位で分けてあるわけですが、避難計画、あるいは実際の訓練もそうですけども、そういったものが全



てこの30キロ圏内の自治会とそうでないところに分けて、これまでも運用してきております。この運用を変えることによって今後複雑になりかねないと。いかんせんこういう避難するものというのは、シンプルのほうがいいというのが私の考えでありますし、それから島根県側とも調整等々、やたら今後こういう一つの事象に捉えて変更すると、複雑なものになりかねないと思います。

国の方針が今後何かの事情で、30キロではなく40キロ、50キロとか、大きい枠組みの変更があるならばそれは致し方ないと思いますが、現状はこの30キロ圏内の自治会単位というところで私は区切るということで、現状の考えを支持したいと思いますので、採択しない、不採択でございます。以上です。

**○尾沢委員長** 中田委員。

**○中田委員** 結論から言いますと、不採択、採択しないということで主張いたしたいと思っております。たしか、この凸凹になる話は、初めの頃にもこういう話は出て、それでこの凸凹になる線自体が、一応UPZの圏内、圏外という分け方はしてありますけど、30キロの円の場合はこの凸凹の内側に30キロの円があって、その外側に自治会等の仕切りで結果的にこういう凸凹のぎざぎざの線になっているということは、かねてから説明があったことだと私は記憶しております。それがまず一つです。

それから、先ほど、もし風が強かったらとか、30キロを越えてでもという話もありましたけれども、この指針のところを私なりに、当局から説明のあった原子力災害対策指針、そういったものの考え方からいくと、PAZとUPZの違いというところを踏まえて物事を考える必要がある。つまりは、PAZは全面緊急事態のときに即時避難が必要な場所と、それからUPZという場所での過ごし方というか、緊急時の対応の仕方の違いがまずあるというところから物事を組み立てて、考えてきているんだと私は理解しています。

したがって、即時避難ではなくて屋内退避をしていて、ブルームが通り過ぎていくようなある一定程度の安全的に避難ができる環境下において、必要なタイミングっていうのは多様なタイミングが想定できて、その多様なタイミングが想定できる中において、適切なタイミングでヨウ素剤を服用しなければ効果的ではない。

反面、先ほど説明があったように、その副作用もあるということから定められた基準だと私は理解しておりますので、ここは線引きもそうですけども、実効性のある何らかの目安、基準に基づいて計画っていうのはつくりたくないといけませんし、対応策っていうのは考えておかなければならないと思っています。実際のタイミングのときの情報伝達の仕方にしても、どういう伝達をするのかっていうところからでは、例えば自治会であったり、いろんな多様な伝達方法というのが、より実効性が高い形の、クロスした情報の伝達ができるようなことから考えると、やはりこういう自治会等の、凸凹にはなるかもしれませんが、線は。そういったシステムの中で運用されていくっていうことが求められているんだろうと思っておりますので、私は現行のやり方が間違っているとは思いません。したがって、私はこれは採択しないということを主張したいと思っております。

**○尾沢委員長** 皆さん方の御意見が一通り出たので、討論をここで終結いたします。

(「委員長、いいですか。一つ質問がある、一つ質問がある。」と土光委員)

討論に入っておりますので。討論に入っておりますので。

(「ちょっと質問がある。」と土光委員)

討論に対する質問ですね。どうぞ。

**○土光委員** 稲田委員にお聞きしたいと思います。こう言われました。この運用を変えると、これは多分、今、UPZ圏外、圏内、そこで区切っている、この運用を変えるということで、そのときに島根県との調整が必要だというふうに言われましたけど、これ、何のことですか。

**○尾沢委員長** もう、ちょっとその質問はお受けかねます。

皆さん方の討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

陳情第88号、UPZ圏外の希望する市民も安定ヨウ素剤の事前配布の対象とすることを求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

**○尾沢委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第88号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行いたいと思います。

採決の結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午後1時40分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 尾 沢 三 夫